

【23 範囲指定答練 第 1 回 択一 出題範囲表】

問題	民法
1	意思表示
	●心裡留保における相手方の過失●虚偽表示における当事者間の効力●錯誤における黙示的表示 ●代理人による詐欺●強迫の状況消滅後の債務の履行
2	制限行為能力者
	●成年後見人の取消し●未成年者に対する贈与●成年後見人への催告の効力 ●未成年者の詐術●保佐及び補助開始の審判における本人の同意
3	無権代理人と相続
	●無権代理人が単独で本人を相続●無権代理人を本人と共に相続後に本人を相続 ●本人追認拒絶後の相続●本人が無権代理人を相続●無権代理人が他の者と共に相続
4	時効
	●共同相続人の持分の時効取得●取得時効の要件●消滅時効に係る債務承認後の時効の援用 ●時効の起算点●取得時効に係る土地上の建物賃借人
5	物権変動
	●詐欺取消し後の第三者●相続登記と第三者●解除前の第三者 ●共有持分の取得の主張●不法占拠者への所有権の主張
6	共有
	●所在を知ることができない共有者がいる場合●不法行為に基づく損害賠償請求 ●共有持分への担保権の設定●短期の賃借権等の設定●管理者の選任及び解任
7	質権・抵当権
	●抵当権の効力の範囲●抵当権実行による競売の範囲●質権の成立要件 ●転質における質権設定者の承諾●不法占拠者への返還請求権
8	相続人と法定相続分
	●養子と代襲相続●非嫡出子とその相続分●代襲相続とその相続分 ●相続欠格と代襲相続●兄弟姉妹の子と代襲相続
9	遺言
	●自筆証書遺言の要件●遺言の撤回(具体例)●遺言の撤回の方式 ●未成年者の遺言●遺言執行者の指定
10	配偶者居住権・配偶者短期居住権
	●配偶者居住権と対抗要件●配偶者居住権の存続期間●配偶者短期居住権の及ぶ範囲 ●所有建物の変更に係る建物所有者の承諾●配偶者(短期)居住権の消滅

【23 範囲指定答練 第 2 回 択一 出題範囲表】

問題	表示に関する登記総論
1	登記官による実地調査
	●実地調査の対象事項●訂正事項が明らかであるときの実地調査 ●実地調査を行う者●身分証明書●職権主義・申請主義
2	建物の認定
	●不動産登記規則第 111 条及び不動産登記事務取扱手続準則第 77 条に規定する建物の認定の判断
3	管轄登記所
	●えい行移転に伴う登記の申請●管轄のまたがる建物の登記の申請●所属未定地上の建物の登記の申請 ●主である建物の滅失に係る登記の申請●主である建物のえい行移転に伴う登記の申請
4	登記情報等の保存期間
	●不動産登記規則第 28 条及び同第 235 条に規定する登記情報等の保存期間
5	登記情報等の公開
	●管轄登記所以外への交付の請求●閉鎖された登記記録●電磁的記録の交付の請求 ●登記申請の添付情報の写しの交付の請求●登記事項証明書及び登記事項要約書の交付の方法
6	地図と建物所在図
	●地図の縮尺●地図の定義●地図の誤差の限度 ●建物所在図の閉鎖●建物所在図の作成要領
7	地図の訂正
	●職権による地図訂正●地図訂正の申出権者●地図訂正における添付情報 ●一の申出情報による申出●地積に錯誤がある場合の地図訂正
8	申請義務
	●区分建物表題登記●共用部分廃止後の建物表題登記●建物の所在の変更登記 ●表題部所有者の住所変更登記●建物滅失登記
9	代位申請
	●不動産登記法第 48 条及び同第 52 条に基づく代位●転々譲渡に伴う代位 ●土地の賃借人による代位●売買契約に基づく合筆登記の代位●抵当権に基づく代位
10	取下げ
	●取下げの方法●登記完了後の取下げ●特別の委任 ●申請の一部の取下げ●不正な登記申請の疑いのある申請の取下げ

【23 範囲指定答練 第 3 回 択一 出題範囲表】

問題	表示に関する登記総論
1	土地所在図・地積測量図
	●土地所在図の作成要領●土地所在図の縮尺●地積測量図の作成要領 ●地積測量図の記録事項●地積測量図の筆界点の座標値の記録方法
2	建物図面・各階平面図及びその訂正
	●分割登記に係る建物図面及び各階平面図●区分建物の建物図面●地下階のある建物の建物図面 ●訂正事由が明らかである図面の訂正●相続人による訂正の申出
3	登記識別情報
	●土地分合筆登記に係る登記識別情報の提供●電子申請における登記識別情報の通知 ●共有建物の合併登記に係る登記識別情報の提供●合体による登記等完了後の登記識別情報の通知 ●登記識別情報の証明請求
4	有効期間の定めのある添付情報
	●不動産の表示に関する登記の添付情報のうち作成後 3 か月以内のものでなければならないものの判断
5	所有権を有することを証する情報
	●建物の表示に関する登記における所有権証明情報の添付の要否の判断
6	建物の表示に関する登記における申請情報
	●代位申請●法人の代表者からの申請●共用部分廃止による建物表題登記 ●区分建物区分登記●建物合併登記
7	一の申請情報による登記の申請
	●不動産登記令第 4 条及び不動産登記規則第 35 条に規定の一の申請情報による登記の申請の可否の判断
8	電子申請（調査士報告方式を含む）
	●調査士報告方式の概要●調査士報告方式による申請の却下 ●住所を証する情報の提供●電子署名●添付情報の提供の特例
9	登録免許税
	●不動産の表示に関する登記における登録免許税の納付の要否及びその金額の判断
10	審査請求
	●審査請求の方法●意見の陳述●請求期間 ●特別の委任●参加人の申立て

【23 範囲指定答練 第 4 回 択一 出題範囲表】

問題	表示に関する登記各論（土地）
1	地番
	●地番の重複●地番の支号●地番の再使用 ●表題登記における地番●合筆登記における地番
2	地目の認定
	●不動産登記事務取扱手続準則第 68 条及び同第 69 条に規定する宅地と認定される土地の判断
3	地積
	●地積の表示●地積の誤差の限度●合筆登記における地積 ●申請情報とする地積の誤差●地積の定め方
4	土地表題登記・土地滅失登記
	●相続人からの申請●埋立工事の完了した土地●水面下に没した土地 ●自然現象により水面下に没した土地●申請情報の内容
5	土地地目変更登記
	●宅地への地目変更●登記原因及びその日付の内容●中間登記 ●耕作休閑地●保安林の地目変更
6	土地地積更正登記
	●地積の表示の変更を伴う更正登記●担保権者による地積の更正登記 ●地積の増加する更正登記●地積の減少する更正登記●地役権の登記のある土地
7	土地分筆登記
	●申請権者●共有物分割の禁止の定め●共有地についての分筆登記の申請適格者 ●買戻し特約の登記がある土地の分筆●錯誤による抹消
8	代位による土地分筆登記
	●地役権の登記がある土地●分筆登記の前提となる地積更正登記●土地区画整理事業 ●土地の一部について賃借権を取得した者●土地の一部について抵当権を取得した者
9	土地合筆登記（合併制限）
	●不動産登記法第 41 条及び不動産登記規則第 105 条等に規定する土地合筆登記の申請の可否の判断 ●職権による登記
10	土地分合筆登記
	●抵当権の設定のある土地●一の申請情報による申請●敷地権である旨の登記のある土地 ●一部地目変更の伴う登記●表題部の登記事項の異なる土地

【23 範囲指定答練 第 5 回 択一 出題範囲表】

問題	表示に関する登記各論 (建物)
1	所在
	●連続する地番●規約敷地●区分建物でない建物の名称 ●附属建物のある建物の所在●区分建物である附属建物の所在
2	建物の構造及び床面積
	●区分建物の屋根の種類●天井の高さによる階数の算入 ●煙突・ダストシュートの床面積●地下街の床面積●鉄骨造の建物の床面積
3	区分建物の敷地及び敷地権
	●敷地権となりうる権利●敷地権となりえない権利●規約敷地の要件 ●みなし規約敷地●床面積に算入されない部分の土地
4	建物表題部の変更登記
	●所在地番の変更●抵当権の登記のある建物●一部取壊し及び増築 ●同一敷地上のえい行移転●数次にわたる増築
5	合体による登記等
	●賃借権の登記のある建物の合体●登記識別情報の提供●職権による登記 ●同一の抵当権の設定のある建物の合体●表題部の記録事項に変更のある建物の合体
6	区分建物の表示に関する登記
	●一括申請●一棟の建物の登記事項の変更の登記●敷地権の原因及びその日付 ●不動産登記法第 48 条及び同第 52 条における登記●非敷地権証明情報の提供
7	建物合併登記 (合併制限)
	●不動産登記法第 56 条及び不動産登記規則第 131 条等に規定する建物合併登記の申請の可否の判断
8	共用部分である旨の登記
	●共用部分廃止による建物表題登記●共用部分である旨の登記の申請●抵当権の設定の登記のある建物 ●建物表題部の変更登記●建物の属する一棟の建物以外の一棟の建物の所有者の共用に供されるとき
9	附属建物に関する登記
	●登記記録への記録方法●記録事項が同一のとき●附属建物の合体 ●附属建物の滅失による登記の添付情報●滅失登記における登記原因及びその日付
10	表題部所有者に関する登記
	●相続による変更登記●数次にわたる住所の変更●住所について変更があったことを証する情報 ●持分更正の登記の申請権者●表題部所有者更正登記の申請権者及び添付情報

【23 範囲指定答練 第 6 回 択一 出題範囲表】

問題	筆界特定・土地家屋調査士法
1	筆界特定の申請権者等
	●担保権者からの申請●共有地における申請●相続人からの申請 ●売買により所有権を取得した者の申請●職権による筆界特定
2	筆界特定の申請・却下及び取下げ
	●筆界特定の対象となる土地(筆界の定義)●却下事由 ●取下げに係る書面の還付
3	筆界特定の調査等
	●筆界調査委員の指定●意見又は資料の提出●測量及び実地調査の立会い ●調書及び資料の閲覧●関係機関・団体への協力の要請
4	筆界特定書作成後の手続等
	●地積に錯誤がある場合の手続●筆界手続記録等の閲覧●筆界確定訴訟との関係 ●筆界特定書の内容の通知●審査請求
5	調査士の資格及び登録
	●欠格事由●登録の届出●登録申請への処分がないとき ●登録の取消し●登録後の手続
6	調査士の業務
	●業務の停止処分●依頼の拒否●事務所の設立 ●事件簿の調製●領収証の作成
7	補助者
	●補助者となる者●調査士の監督責任●補助者の登録 ●補助者の業務の範囲
8	業務を行えない事件
	●調査士法第 22 条の 2 及び同第 36 条の 3 規定の調査士及び調査士法人が業務を行えない事件の判断
9	調査士法人
	●成立の届出●成立の要件●社員の常駐 ●法人の代表者●競業の禁止
10	調査士会・連合会
	●調査士会の設立●注意勧告●報告義務 ●会則の変更●連合会の目的